

議案第60号

多可町かみ総合福祉センター条例を廃止する条例の制定について

多可町かみ総合福祉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年9月1日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町かみ総合福祉センター条例を廃止する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町かみ総合福祉センター条例（平成 18 年多可町条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。